



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 1 8 号

平成29年(2017年)11月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○市道の区域の変更について (道路管理課)	5
● 告 示		○道路の供用の開始について (道路管理課)	5
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	1	● 公 告	
○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の所在地の変更について ( " )	2	○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)	6
○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の事業の廃止について ( " )	2	○予防接種を行うことについて (健康政策課)	6
○生活保護法の規定に基づく介護機関の指定について ( " )	2	○開発行為に関する工事の完了について (建設指導課)	7
○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の事業の廃止について ( " )	2	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	7
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について ( " )	3	● 教育委員会告示	
○介護保険法の規定による事業者の指定について (2件) (介護保険課)	3	○平成30年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項 (市立工業高等学校)	7
○介護保険法の規定による事業の廃止について (3件) (介護保険課)	4	● 消防局公告	
○平成8年告示第47号 (本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)	4	○消防車のサイレンの使用について (2件) (警 防 課)	11
		● 公営企業公告	
		○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	11
		○下水道排水設備工事事業者の指定について (企業総務課)	12

## 告 示

### ●金沢市告示第331号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野町デンタルクリニック	金沢市野町1丁目1番43号	平成29年7月1日
さくら内科クリニック	金沢市元町2丁目6番10号	平成29年9月1日
かがやきクリニック	金沢市疋田1丁目213番地	平成29年9月1日
グリーン直江薬局	金沢市八日市出町944番地1	平成29年9月1日
キリン堂 金沢元町薬局	金沢市元町2丁目6番1号	平成29年9月1日

のまち薬局	金沢市野町2丁目4番11号	平成29年9月1日
マッサン内科・透析クリニック	金沢市直江町28街区1	平成29年10月1日
西インター内科・透析クリニック	金沢市高島2丁目181番地	平成29年10月1日
あゆみ薬局	金沢市金石東1丁目4番9号	平成29年10月1日

## ●金沢市告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		指定年月日
	変 更 前	変 更 後	
医療法人社団 なからい小児科クリニック	金沢市田上第5土地区画整理地10街区1番地	金沢市田上の里2丁目68番地	平成27年1月31日
ニコニコ歯科クリニック	金沢市戸板土地区画整理地28街区3番地1	金沢市戸板2丁目13番地	平成29年8月10日

## ●金沢市告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
野町デンタルクリニック	金沢市野町1丁目1番43号	平成29年6月30日
野町薬局	金沢市野町2丁目4番11号	平成29年8月31日

## ●金沢市告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1740142839	兼六薬局	金沢市石引4丁目1番8号	有限会社シンシアー	平成29年7月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

## ●金沢市告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による

場合を含む。)の規定により指定介護機関から介護機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770100467	デイサービスみどりサロン	金沢市上安原町934番地	北陸綜合キャリアサービス株式会社	平成29年9月1日	介護予防通所介護 地域密着型通所介護
	北陸綜合キャリアサービス株式会社介護サービスセンター				居宅介護支援

●金沢市告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
山本 健夫	恒心堂接骨院	金沢市窪6丁目245番地1 トレンディ伏見台102号	平成29年9月1日
本田 成彦	株式会社フレアス 金沢事業所	金沢市古府3丁目44番地	平成29年9月22日

●金沢市告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770106035	デイサービスみどりサロン	金沢市上安原町934番地	株式会社金沢健康企画	平成29年9月1日	通所介護 介護予防通所介護

●金沢市告示第338号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770106043	居宅介護支援事業所ひまわり城東店	金沢市笠舞3丁目2番30号り～ど薬局2階	株式会社ふれあいの里	平成29年9月1日	居宅介護支援

## ●金沢市告示第339号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から当該指定地域密着型サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770102844	デイサービスみどりサロン	金沢市上安原町934番地	北陸総合キャリアサービス株式会社	平成29年9月1日	地域密着型通所介護

## ●金沢市告示第340号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770100467	金沢介護サービスセンター	金沢市上安原町934番地	北陸総合キャリアサービス株式会社	平成29年9月1日	居宅介護支援

## ●金沢市告示第341号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり告示します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770102844	デイサービスみどりサロン	金沢市上安原町934番地	北陸総合キャリアサービス株式会社	平成29年9月1日	介護予防通所介護

## ●金沢市告示第342号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正し、平成29年11月12日から効力を有するものとします。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

460	末町番場公園	金沢市末町16字28番		平成29年 3月25日			を に、
461	辰巳町なかみち公園	金沢市辰巳町口80番1		平成29年 11月12日			

第2項の表中

1	本多公園	金沢市本多町3丁目51番1ほか	金沢市都市整備局 緑と花の課に保管する区域 図による。	昭和28年 12月22日	平成29年 3月26日		を に、
1	本多公園	金沢市本多町3丁目51番1ほか	金沢市都市整備局 緑と花の課に保管する区域 図による。	昭和28年 12月22日	平成29年 11月12日		

改める。

●金沢市告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年11月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	準 幹 線 592号 福 久 ・ 千 木 線	千 木 町 二 55番 1先から	旧	11.5~23.9	339.6
		千 木 町 ワ 42番 先まで	新	11.5~59.5	460.0
一般市道	高 岡 町 線 7号	上 堤 町 139番 1先から	旧	5.8~6.0	7.1
		上 堤 町 139番 1先まで	新	6.0	7.1
一般市道	押 野 18号 八 日 市 4 丁 目 線 16号	新 保 本 1 丁 目 451番 17先から	旧	4.9	44.3
		新 保 本 1 丁 目 451番 7先まで	新	5.5	44.3

●金沢市告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年11月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
準 幹 線 592号 福 久 ・ 千 木 線	千 木 町 二 55番 1 先から 千 木 町 ワ 42番 先まで	平成29年11月1日
高 岡 町 線 7号	上 堤 町 139番 1 先から 上 堤 町 139番 1 先まで	平成29年11月1日
押 野 18号 八日市4丁目線 16号	新 保 本 1 丁 目 451番 17先から 新 保 本 1 丁 目 451番 7 先まで	平成29年11月1日

## 公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成29年11月1日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

### 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者	平成29年11月1日から 平成30年1月6日まで	別表のとおり
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則第2条の3に規定する者	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで	

### 2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

### 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期的予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過す

る日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
唐島 成宙 米澤 宏隆 武田 仁裕	千木病院	金沢市千木町へ33番地1
松井 健一 石丸 和宏	南ヶ丘病院	金沢市馬替2丁目125番地
川端 浩	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市諸江町下丁187番1、188番1及び500番	金沢市藤江北1丁目380番地 株式会社マスターズ 代表取締役 地渡 政彦	
金沢市泉本町4丁目218番1、218番2及び219番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	野々市市新庄6丁目425番地 有限会社 アンズ 代表取締役 三谷 長生	道路 金沢市泉本町4丁目218番2及び219番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成29年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

## 教 育 委 員 会 告 示

### ●金沢市教育委員会告示第10号

平成30年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成29年11月1日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

平成30年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

#### 1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 平成30年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号に掲げる者
- (4) 志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

## 2 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 人 員
機 械 科	80人
電 気 科	40人
電 子 情 報 科	40人
建 築 科	40人
土 木 科	40人

## 3 出願手続

- (1) 入学志願者は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身の中学校校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。
- (3) 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。  
なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、入学検定手数料分の郵便局の定額小為替及び宛先を明記した返信用封筒（82円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (4) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (5) 県外からの入学志願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (6) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

## 4 志願変更

- (1) 志願の変更  
入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。
- (2) 志願変更手続  
ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。  
なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。  
イ 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、アに準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。  
ウ 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

## 5 出願及び志願変更等の期間

- (1) 入学願書受付期間  
平成30年2月15日（木）から同月20日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。  
なお、出願の特例措置については、11の(4)及び(5)によるものとする。
- (2) 志願者数公表  
平成30年2月20日（火）午後3時30分に、本校において行う。
- (3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）  
平成30年2月23日（金）から同月27日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。
- (4) 調査書等の提出期間  
平成30年2月27日（火）から同年3月1日（木）まで。  
なお、(1)、(3)及び(4)についての受付時間は午前9時から午後4時までとし、平成30年2月20日（火）及び同月27日（火）の受付時間は午前9時から午後3時までとする。



## 6 入学者の選抜

入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。

- (1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申等並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。

なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。

- (2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。なお、面接の結果も十分参考にする。

## 7 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

## 8 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のある者は、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。

## 9 学力検査等

- (1) 学力検査は、平成30年3月6日(火)及び同月7日(水)の両日、入学志願者の全員について本校において行う。

- (2) 1日目には、国語、理科及び外国語(英語「聞くことの検査」を含む。)の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月6日(火)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
	国語	理科	英語

\*各教科100点満点

- (3) 2日目には、社会及び数学の2教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

3月7日(水)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:15～
	社会	数学	面接

\*各教科100点満点(面接を除く。)

## 10 合格者の発表

学科別合格者の発表は、平成30年3月14日(水)正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

## 11 通学区域及び県外からの出願

- (1) 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則(平成12年教育委員会規則第27号)の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

- (2) 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則(昭和33年教育委員会告示第2号)第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を平成30年1月5日(金)以後に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

- (3) 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定によるあわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みの者又は卒業した者については、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。

- (4) 転勤による県外からの一家転住その他やむを得ない事情により所定の期間内に入願手続ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

- (5) (4)の特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経て金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。

なお、その出願期間は、平成30年2月23日(金)から同月27日(火)午後3時までとする。

ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

## 12 帰国生徒及び外国人生徒の出願

- (1) 中学校に在籍する帰国後3年未満(外国人生徒にあつては、入国後3年未満)の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。
- (2) 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

## 13 学力検査において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

- (1) 学力検査において特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別配慮事項申請書により中学校長を経て本校校長に申請するものとする。
- (2) 本校校長は、金沢市教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。
- (3) 特別な配慮事項については、石川県教育委員会が定める平成30年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項の例による。

## 14 推薦入学

次の学科について実施する。

- (1) 募集人員 60人

学 科	募 集 人 員
機 械 科	20人
電 気 科	10人
電 子 情 報 科	10人
建 築 科	10人
土 木 科	10人

## (2) 出願資格

推薦入学を志願できる者は、平成30年3月に県内の中学校を卒業見込み又は修了見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

- ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。
- イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- エ 中学校長の推薦を得た者であること。

## (3) 出願方法及び出願手続

- ア 出願は、1人1学科に限る。
- イ 推薦入学を希望する者(以下「推薦入学志願者」という。)は、所定の推薦入学願書(以下「推薦入学願書」という。)に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。  
なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、3の(3)に定めるところによる。
- ウ 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。  
なお、成績一覧表は、平成30年2月27日(火)から同年3月1日(木)までに本校校長に提出すること。

## (4) 出願期間

出願受付期間は平成30年1月30日(木)から同年2月1日(月)までとし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

## (5) 面接

- ア 面接は、平成30年2月6日(火)に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9:00 ~ 9:30	9:30 ~ 9:45	10:00 ~
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

- イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。
- ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

## (6) 推薦入学者の選抜

- ア 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。
- イ 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。
- (7) 合格内定者数の公表及び選考結果の通知
- ア 平成30年2月13日（火）午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。
- イ 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、平成30年2月13日（火）に各中学校長に送付する。  
なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。
- (8) 合格者の発表  
合格の内定を得た者について、平成30年3月14日（水）正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。
- (9) 選考に漏れた者の取扱い  
選考に漏れた者の取扱いについては、平成30年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該者が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。
- 15 その他
- (1) 詳細については、石川県教育委員会が定める平成30年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、平成30年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び平成30年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。
- (2) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、宛先を明記し、250円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号）を同封して、本校へ直接申し込むものとする。
- (3) 入学者募集に関する問合せ先  
金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畝田東1丁目1番地1）  
電話（076）267-3101（郵便番号920-0344）

## 消 防 局 公 告

金沢市消防団火災防御訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成29年11月1日

金沢市消防長 小 谷 正 利

- 場 所 金沢市中央消防署管轄区域内（若松町3丁目地内）  
日 時 平成29年11月12日（日） 午前9時から午前9時30分まで  
場 所 金沢市駅西消防署管轄区域内（磯部町地内）  
日 時 平成29年11月12日（日） 午前10時から午前10時30分まで  
場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（観音堂町地内）  
日 時 平成29年11月12日（日） 午前11時から午前11時30分まで

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成29年11月1日

金沢市消防長 小 谷 正 利

- 場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（鞍月1丁目地内）  
日 時 平成29年11月15日（水） 午後2時15分から午後2時45分まで

## 公 営 企 業 告 示

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により平成29年11月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成29年11月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
586	株式会社 北陸保全	金沢市窪7丁目364番地
587	泉工業	金沢市新保本2丁目501番地5

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により平成29年11月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成29年11月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
612	株式会社 北陸保全	金沢市窪7丁目364番地

## ◎正 誤

○平成28年3月31日付け金沢市公報号外第13号の10

頁	箇所	誤	正
5	下から5行目	金沢市御所町丑10番地1	金沢市小坂町南206番地
7	下から2行目	金沢市金沢市鞍月4丁目53番地	金沢市鞍月4丁目53番地
8	下から10行目	金沢市みずぎ2丁目247番地	金沢市みずぎ4丁目247番地
9	上から8行目	金沢市東力ハ284番地	金沢市東力町ハ284番地
10	下から10行目	金沢市窪6丁目128番地	金沢市窪6丁目218番地
12	上から2行目	金沢市四十万町3丁目185番地	金沢市四十万3丁目185番地
20	上から13行目	金沢市瓢箪町5番18号	金沢市瓢箪町5番48号
20	下から19行目	金沢市御所町丑10番地1	金沢市小坂町南206番地
21	上から29行目	金沢市窪6丁目128番地	金沢市窪6丁目218番地

○平成29年7月21日付け金沢市公報第2908号の2

頁	箇所	誤	正
4	上から3行目	金沢市大河端町西1丁目96番地	金沢市大河端西1丁目96番地

○平成29年10月11日付け金沢市公報第2916号

頁	箇所	誤	正
3	下から10行目 及び11行目	平成26年度 若丸排水池（1号池）耐震補強工事	平成26年度 若丸配水池（1号池）耐震補強工事

平成29年(2017年)11月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)11月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地